

三菱自動車Diaカード 年会費のご案内

(税込)

	一般カード	ゴールドカード
本人会員	初年度無料 2年目以降1,375円	11,000円
家族会員	1名につき440円 (本人会員と同時に申込みの 場合に限り、初年度無料)	1名無料 2人目から1名につき 1,100円

2025 年 12 月 9 日改定

三菱自動車Diaカード会員特約

第 1 条(カードの名称)

本カードは、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「提携カード会社」という。)が提携して発行するもので、カードの名称は、「三菱自動車Diaカード」(以下「本カード」という。)とします。

第 2 条(入会方法)

1. 申込者は、三菱自動車および提携カード会社(以下一括して「両社」という。)が定める本特約ならびに別途三菱自動車が定める三菱自動車ポイントバックシステム規定(以下「ポイントバックシステム規定」という。)および提携カード会社が定める個人会員規約(以下「個人会員規約」という。)を承認のうえ、両社に入会を申込みものとします。
2. 本カードの会員(以下「当会員」という。)は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格(以下「三菱自動車会員資格」という。)と提携カード会社の会員資格を有するものとします。
3. 提携カード会社は、当会員に対し本カードを貸与します。

第 3 条(特典およびサービスの利用)

1. 当会員は、提携カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、提携カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。ただし、提携カード会社が行う「グローバルポイント」は、本カードでは利用することはできません。
2. 当会員は、ポイントバックシステム規定に基づく特典または三菱自動車が定める特典およびサービスを受ける場合、三菱自動車所定の方法でその提供を受けるものとします。また、三菱自動車乗用車系特

約販売会社のうち、本カード加盟店(以下「三菱自動車販売会社」という。)が提供する特典およびサービスを受ける場合、当該三菱自動車販売会社所定の方法でその提供を受けるものとします。

3. 当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、ポイントバックシステム規定第 17 条および第 18 条の規定を適用します。

第 4 条(本カードによる車両購入)

当会員は、一部の三菱自動車販売会社において、本カードによる車両購入に際して、その全部または一部の信用販売を受けられないことを承認します。

第 5 条(当会員の三菱自動車販売会社への帰属)

1. 当会員は、入会申込書または変更届に記載された三菱自動車販売会社もしくは当会員の意思に基づき指定された三菱自動車販売会社に、三菱自動車所定の時期から帰属するものとします。
2. 当会員は、転居などによる所在の変更が発生した場合には、当会員の意思に基づき、帰属の三菱自動車販売会社を変更するものとします。
3. 当会員が帰属する三菱自動車販売会社名の告知は、本カードの券面に当該三菱自動車販売会社名の名称を表示することにより行います。
4. 当会員は、当該当会員の帰属する三菱自動車販売会社から、その三菱自動車販売会社が独自に提供する特典およびサービスを受けることができます。

第 6 条(当会員情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という。)の特約として定めるものであり、当会員または申込者は、個人情報の取扱いに関して、次の通り同意します。

①三菱自動車が提携カード会社より、当会員向け特典・サービス、車両販売や点検・整備等の促進活動および自動車関連業務における市場調査や商品開発のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項その他の申告事項

ロ. 入会および退会にかかわる情報(理由を除く。)

ハ. 本カード会員番号並びに有効期限

ニ. 三菱自動車ポイントバックシステムポイント数

ホ. 本カード付帯サービス利用について知り得た情報

②提携カード会社が三菱自動車より、当会員の管理および同意条項第 3 条に定める利用目的のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 当会員の三菱自動車会員資格喪失の事実

ロ. 当会員向けサービス・販売について知り得た情報

③第 5 条に定める当該当会員の帰属する三菱自動車販売会社(以下「帰属三菱自動車販売会社」という。)が三菱自動車より、当会員向け特典・サービス、車両販売や点検・整備等の促進活動および自動車関連業務における市場調査や商品開発のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項

ロ. 入会および退会にかかわる情報(理由を除く。)

ハ. 三菱自動車ポイントバックシステムポイント数

二. 三菱自動車が提供する本カード付帯サービス利用について
知り得た情報

ホ. 当会員の三菱自動車会員資格喪失の事実

④提携カード会社が帰属三菱自動車販売会社より、当会員の管理
および同意条項第 3 条に定める利用目的のために下記の個人情報
を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項その他の申告事項

ロ. 帰属三菱自動車販売会社が提供する本カード会員向けサー
ビス・販売について知り得た情報

⑤両社は、業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要
な範囲で、申込書記載事項および変更届記載事項の個人情報を
当該業務委託先に提供すること。

2. 両社ならびに帰属三菱自動車販売会社は、相互の会員情報提供と
利用について個人情報保護のため適切な措置を講じるものとしま
す。

3. 両社ならびに帰属三菱自動車販売会社は、上記 1. に定める個人情
報を上記 1. に定める利用目的以外の目的に利用しないものとしま
す。

第 7 条(当会員情報の開示・訂正・削除)

当会員は、三菱自動車ならびに帰属三菱自動車販売会社に対して、自
己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、三
菱自動車に開示を求める場合には末尾記載の三菱自動車お客様相談セ
ンターに連絡するものとし、帰属三菱自動車販売会社を開示を求める
場合には、本カードの券面に表示された帰属三菱自動車販売会社の相
談窓口連絡するものとし、三菱自動車ならびに帰属三菱自動車販売
会社は、所定の方法で開示するものとします。万一登録内容が不正確ま
たは誤りであることが判明した場合には、三菱自動車ならびに帰属三
菱自動車販売会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 8 条(当会員資格の喪失)

1. 三菱自動車は、当会員が次の事項のいずれかに該当し、三菱自動車
会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何ら
の催告を要せず三菱自動車会員資格を喪失させることができるも
のとし、ます。なお、本人会員が三菱自動車会員資格を喪失した場
合は、その家族会員も三菱自動車会員資格を喪失するものとします。

①当会員がポイントバックシステム規定に違反した場合。

②当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社の提供する特典
およびサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。

2. 前項により当会員が三菱自動車会員資格を喪失した場合、提携カー
ド会社は、当該当会員の提携カード会社会員資格を喪失させるこ
とができるものとします。

3. 当会員が提携カード会社の会員資格を喪失した場合は、三菱自動車
会員資格も喪失するものとします。

4. 三菱自動車または提携カード会社が本カードの返還を求めたときは、
当会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに提携カード会
社へ返還するものとします。

第9条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとします。

【三菱自動車への個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口】

三菱自動車お客様相談センター

フリーダイヤル 0120-324-860(日本国内のみ)

受付時間 平日 9:00～17:00

土・日 9:00～12:00, 13:00～17:00

2025年12月9日改定

三菱自動車ポイントバックシステム規定

第1条(規定の目的)

1. 本規定は、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「提携カード会社」という。)との提携により発行する「三菱自動車Diaカード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、三菱自動車が本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」という。)に対して提供する特典(以下「ポイントバックシステム」という。)の内容と、その特典を受けるための条件を定めたものです。
2. 三菱自動車は、必要があると認めたときはいつでも、当会員にあらかじめ、または事後に文書で通知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第2条(ポイントバックシステム)

1. ポイントバックシステムとは、当会員が本カードにより信用販売を受ける商品・サービスなどの購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて三菱自動車から付与されるポイントによって本人会員が三菱自動車所定の全国三菱自動車販売会社共通利用券(以下「利用券」という。)を受けとることができる制度です。
2. 提携カード会社の会員資格および本カードの会員資格に基づく資格(以下「会員資格」という。)を喪失した場合は、ポイントバックシステムを利用することはできません。
3. 本カードでは、提携カード会社が行う「グローバルポイント」を利用することができません。

第3条(ポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛金、その他所定のものは、含まれないものとします。

第 4 条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなしますので、そのポイントは、本人会員に付与されることになります。

第 5 条(ポイントの付与日)

ポイントは、毎月15日に提携カード会社所定の方法によって締切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本人会員に付与されます。

第 6 条(ポイントの計算)

ポイントは、前条に定めるカード利用代金に対して三菱自動車所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は、切捨てとなります。

第 7 条(ポイントの蓄積と有効期間)

ポイントの蓄積は、獲得月から25カ月となります。

第 8 条(ポイントの付与取消)

当会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じたポイントも三菱自動車所定の方法により取消されるものとします。

第 9 条(会員へのポイントの連絡)

1. 第 6 条に基づき付与されたポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、本人会員に対して提携カード会社から発行されるご利用明細書上に記載されます。
2. 当会員は、三菱自動車Diaカードデスクに問合せることにより、その営業時間中に限り問合せ時点でのポイントを確認することができます。

第 10 条(還元の方法)

ポイントの還元は、5,000ポイントごとに三菱自動車所定の率で換算した金額相当分の利用券を、所定の方法および所定の期日に交付することで還元するものとします。

第 11 条(還元の条件)

1. ポイントの還元時点で会員資格を有していること。
2. 三菱自動車および提携カード会社が、当会員が本規定・本カードの会員特約もしくは個人会員規約を遵守していないと認めた場合は、当該本人会員へのポイントの還元を拒否または留保することができるものとします。

第 12 条(還元対象となるポイント残高)

1. 還元対象となるポイントは、有効期間内の有効ポイントとします。
2. 有効期間内で5,000ポイントを超えた場合は、5,000ポイントごとに三菱自動車所定の利用券を交付することで還元し、還元後の有効期間内の有効ポイントは、還元したポイントを差引いた残高となります。

第 13 条(公租公課)

本規定により還元を受けた利用券の金額について公租公課が課せられた場合、その公租公課は当会員が負担するものとします。

第 14 条(ポイントの消滅)

本人会員が、理由のいかんを問わず会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

第 15 条(ポイントの引継ぎ)

1. 本人会員が本カードを一般カードからゴールドカードに切替えた場合、およびゴールドカードから一般カードに切替えた場合、切替え時に有効であったポイントは、所定の手続により切替え後のカードのポイントとして引続き有効とします。
2. 本人会員が所属のカード発行会社を変更する場合は、ポイントの引継ぎは行われないものとします。
3. 本人会員がカードブランド変更のため本カードを切替えた場合、切替え時に有効であったポイントの引継ぎは行われないものとします。

第 16 条(三菱自動車からの委託)

当会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元などに関する事務処理を三菱自動車からの委託に基づき、提携カード会社が行うことを承認するものとします。

第 17 条(三菱自動車ポイントに関する疑義など)

1. 当会員は、理由のいかんを問わず、ポイントに対する権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントバックシステムの運営に関して生ずる疑義は、三菱自動車の決するところによるものとします。

第 18 条(終了・中止・変更など)

1. 三菱自動車は予告なしに、いつでもポイントバックシステムを終了もしくは中止し、または内容を変更できるものとし、当会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 三菱自動車は、第 6 条に定めるポイント付与率、第 10 条に定める換算率を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. ポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。